

名取市学校施設開放のしおり

～スポーツでつながるなとり～



令和8年6月（一部改正）

名取市教育委員会

は じ め に

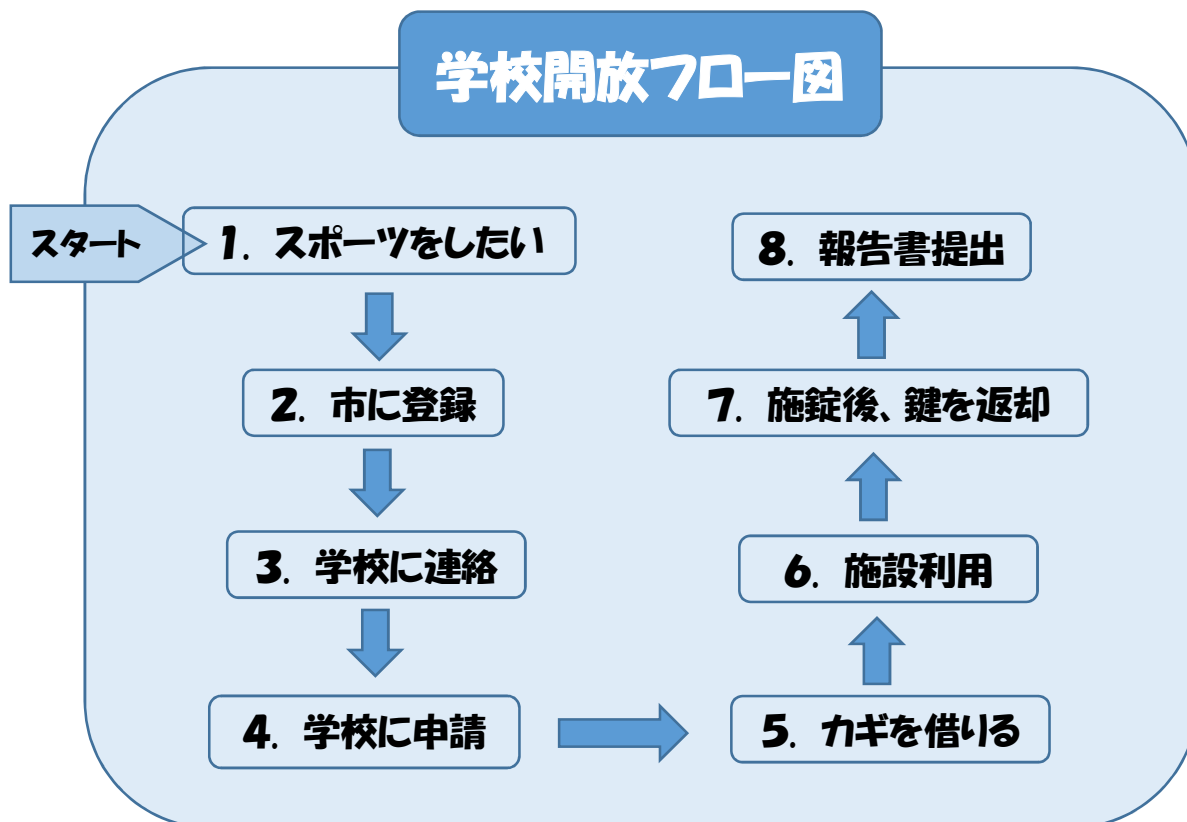
学校施設開放は、学校教育や学校運営に支障のない範囲で地域住民等へ学校施設を開放し、スポーツ活動の場として利用することです。

「学校教育法第 137 条」、「社会教育法第 44 条」、「スポーツ基本法第 13 条」に基づき、「名取市立学校施設の開放に関する規則」により行っております。

しかし、近年は、1 団体が 1 週間に 3 回以上使用している事例もあり、屋内施設が飽和状態となって、新規団体が使用できない状況が続いております。

また、借用申請・鍵の取扱いで学校の事務負担が増えていることや登録団体の施設利用のマナーなども再度確認したいことから、統一した申し合わせの上、各団体が「譲り合って気持ち良く」施設を利用していただくために、学校開放事業の「しおり」を作成するものです。

(R 8. 5 末現在 登録団体 2 1 3 団体、学校数 1 5 校)



も く じ

1	開放の目的	1
2	開放する日時	1
3	利用団体の登録	1
4	登録事項の変更届	1
5	登録団体の抹消	1
6	利用の申請許可	1
7	申請等の時間	2
8	申請の制限	2
9	利用上の注意	2
10	利用の制限及び中止	2
11	事故責任	2
12	事故報告等	2
13	損害賠償	2
	注意事項	3
	市内小中学校・義務教育学校へ申請	4

1 開放の目的

市立学校の体育施設・設備及び備品を市民に開放することにより、スポーツの普及・発展及び市民の体力向上・健康増進を図る。

2 開放する日時

学校教育に支障のある日、及び12月29日～翌年1月3日を除く。

施設	開放する日	開放する時間	
		4月—10月	11月—翌年3月
校庭 庭球場	休業日	午前6時から午後7時まで	午前9時から午後4時
	平日	午前5時から午前7時まで	
体育館 武道場	休業日	午前8時から午後9時まで	
	平日	午後5時から午後9時まで	

ただし、特別の事情があり、学校長の下承を得た場合はこの限りではない。

3 利用団体の登録

次の条件を満たす団体で、名取市教育委員会に登録する。

- 1 非営利の団体であること。(確認資料の提供を求めることがあります)
- 2 市内在住・在勤または通学する者10人以上で組織する団体であること。
- 3 20歳以上の代表者(市民)または指導者(市民)がいること。

これは、学校という教育施設を利用するにあたって利用者の責任の所在を明らかにする必要があるため、社会体育登録団体申請書(市ホームページに掲載様式1・2)を文化・スポーツ課に提出する。

4 登録事項の変更届

登録団体は、団体登録申請事項に変更が生じたときは、文化・スポーツ課に届けなければならない。

5 登録団体の抹消

教育委員会は、以下の場合、登録団体の登録を抹消することができる。

- 1 虚偽の申請に基づいて登録したとき。
- 2 登録団体として不適格と認められる行為をしたとき。

6 利用の申請許可

施設を利用しようとする登録団体(社会体育推進員)は、当該施設を管理する学校へ、「名取市立学校施設開放許可申請書」を、借用予定の3か月前の初日から利用する3日前までに提出する。また、備品の借用も学校に確認して記入する。

7 申請等の時間

登録団体（社会体育推進員）は、休業日以外の9時～16時に申請する。
また、登録団体が鍵を借りに来る時間も9時～16時とする。

8 申請の制限

- 1 許可を得た登録団体は、市内学校屋内（体育館）施設を1週間に2回、1回4時間まで申請（令和9年3月末までは猶予期間とし、一定のルールの中で運用）することが出来る。また、屋外（校庭）施設申請については、利用制限を設けない。
- 2 校庭及び体育館は、基本半面で使用する。ただし、競技種目や人数等により全面使用を希望する場合は、申請書に事由を記載すること。
- 3 同日に他の学校と二重に申請することは出来ない。
- 4 同日又は他日に、市内学校施設の校庭と体育館を併用することは出来ない。

9 利用上の注意

学校施設を利用する団体は、公共の施設であることを考慮し施設を大切に使用すること。使用時は、必ず代表者が立ち会い、管理、監督を行うこと。

また、周辺住民に路上駐車や騒音等で迷惑をかけないように配慮すること。

その他、次ページに記載されている「**注意事項**」を遵守すること。

10 利用の制限及び中止

- 1 利用マナー等に問題が生じた場合。
- 2 公共の秩序を乱しまたは利用許可の条件に反した場合。
- 3 その他、施設管理者及び教育委員会がその利用を不相当と認めた場合。

11 事故責任

施設の利用に付随して発生した事故については、教育委員会の責任に帰する場合を除き、一切の責任を負わない。

12 事故報告等

登録団体は、施設の利用中に破損または負傷事故が発生した場合は、当該施設を管理する学校長へ報告しなければならない。

13 損害賠償

登録団体が、施設を破損または亡失等した場合は、施設を原状に修復し、または損害を賠償しなければならない。

※ その他、学校施設の開放に関し、必要な事項は教育委員会が別に定めます。

注 意 事 項

- ① 施設の鍵を適正に管理すること。（責任者が管理）
- ② 施設の備品使用は、必ず学校に相談し、許可を得てから使用すること。
- ③ 利用目的で許可されている目的以外は使用しないこと。
- ④ 施設利用許可時間を厳守すること。
- ⑤ 指定された場所以外には立ち入らないこと（教室・屋上・花壇等）。
また、校庭等に車両を入れないこと（二輪車等も含む）。ただし、許可を得て敷地内を車両で通行する際は、必ず徐行すること。
- ⑥ 使用した備品等は元の場所に戻し、施設を原状に回復すること。
- ⑦ 使用後の清掃（校庭整備等）、忘れ物確認、ゴミは必ず持ち帰ること。
- ⑧ 使用後は、消灯、窓の施錠、換気扇、正門、通用門も必ず確認すること。
- ⑨ 使用後は、出入口の施錠、警備確認を必ず行うこと。
- ⑩ 警備後は、速やかに鍵等を返却ボックスに戻し、報告書を提出すること。
- ⑪ 施設使用後は速やかに解散すること。（駐車場での会話、エンジン騒音）
- ⑫ 登録された会員でを使用すること。ただし、対外試合等で会員以外も使用する場合は、事前に許可を得ること。
- ⑬ 児童・生徒のみでの利用はしないこと。
- ⑭ 水分補給（飲酒は除く）以外の飲食はしないこと。（食事等は相談）
- ⑮ 壁あて・壁打ちはしないこと。（壁にボール等を当てる行為）
- ⑯ 屋内での硬式・軟式球を使用したキャッチボールやノック等はしないこと。
- ⑰ 学校敷地内（駐車場や車内も含む）は、喫煙をしないこと。
- ⑱ 施設の又貸しはしないこと。
- ⑲ 申請後にキャンセルする場合は、速やかに学校に連絡すること。
- ⑳ 施設管理者（学校）の指示に従い使用すること。
- ㉑ 年度途中で登録条件が変更された時は、教育委員会に申し出ること。

※ 上記の事項を守れない時は、利用を制限しますのでご留意願います。

市内小中学校・義務教育学校へ申請

- 1 学校施設開放許可申請及び鍵の借用等は、各学校で行います。
使用したい学校にお問い合わせください。
- 2 学校開放担当者に、曜日・時間・場所・種目等を伝えて、施設の状況を確認します。
- 3 校庭及び体育館は基本半面で使用するが、競技種目や人数等により全面使用を希望する場合は、申請書に事由を記載します。
- 4 施設が確保出来れば、担当者の指示に従って社会体育推進員が申請して使用します。

	学校名	電話番号	校 庭		体育館		武道場	庭球場
			A	B	A	B		
1	増田小学校	0 2 2-3 8 2-2 0 0 5	○	○	○	○		
2	下増田小学校	0 2 2-3 8 2-3 2 2 7	○	○	○	○		
3	館腰小学校	0 2 2-3 8 2-2 4 2 5	○	○	○	○		
4	愛島小学校	0 2 2-3 8 2-2 5 3 8	○	○	○	○		
5	高館小学校	0 2 2-3 8 2-3 0 3 3	○	○	○	○		
6	不二が丘小学校	0 2 2-3 8 2-2 0 9 7	○		○	○		
7	増田西小学校	0 2 2-3 8 2-2 5 4 6	○	○	○	○		
8	ゆりが丘小学校	0 2 2-3 8 6-3 2 2 5	○	○	○	○		
9	相互台小学校	0 2 2-3 8 6-5 5 5 1	○	○	○	○		
10	那智が丘小学校	0 2 2-3 8 1-2 5 2 1	○	○	○	○		
11	増田中学校	0 2 2-3 8 4-2 3 2 9	○	○	○	○		
12	第一中学校	0 2 2-3 8 2-3 3 2 1	○	○	○	○	○	
13	第二中学校	0 2 2-3 8 4-8 4 0 1	○	○	○	○	○	○
14	みどり台中学校	0 2 2-3 8 1-2 0 3 2	○	○	○	○	○	○
15	閑上小中学校	0 2 2-3 8 5-8 1 8 0	○	○	○	○	○	○

*各中学校の校庭、庭球場は休業日のみ利用できます。

*各学校の施設面積等により、半面使用ができない場合があります。

*各学校には、鍵等の返却ボックスが設置してあります。

～ルールやマナーを守って楽しくスポーツをしよう！～



名取市教育委員会 文化・スポーツ課

電話 022 (724) 7177

名取市増田字柳田 570-2 名取法務局 2階

[MAIL/bunsupo@city.natori.miyagi.jp](mailto:bunsupo@city.natori.miyagi.jp)